

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第47号

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 佐賀県消費生活審議会（第32条—<del>第36条</del>）</p> <p>第6章 調査、勧告、公表等（<del>第37条—第46条</del>）</p> <p>第7章 雑則（<del>第47条</del>）</p> <p>附則</p> <p>（条例第22条第1号の不当な取引行為）</p> <p><b>第4条</b> 条例第22条第1号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（条例第22条第3号の不当な取引行為）</p> <p><b>第6条</b> 条例第22条第3号に該当する行為のうち、不当な取引行為と</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 佐賀県消費生活審議会（第32条—<del>第35条</del>）</p> <p>第6章 調査、勧告、公表等（<del>第36条—第45条</del>）</p> <p>第7章 雑則（<del>第46条</del>）</p> <p>附則</p> <p>（条例第22条第1号の不当な取引行為）</p> <p><b>第4条</b> 条例第22条第1号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第42条第1項に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）の申込みに際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が契約の申込みとなることを消費者が容易に認識できるように表示しないで、又は電子計算機の操作を行う際に申込みの内容を容易に確認し、及び訂正できるようにしないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</u></p> <p>（条例第22条第3号の不当な取引行為）</p> <p><b>第6条</b> 条例第22条第3号に該当する行為のうち、不当な取引行為と</p>

改正前	改正後
<p>して規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略 (条例第22条第7号の不当な取引行為)</p> <p><b>第8条</b> 条例第22条第7号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第8号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。</p> <p>(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利</p> <p>(2)・(3) 略 (身分証明書)</p> <p><b>第36条</b> 条例第42条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第19号によるものとする。</p>	<p>して規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 消費者の知識、経験又は財産の状況に照らして不相当と認められる内容の契約を締結させること。</u></p> <p>(11) 略 (条例第22条第7号の不当な取引行為)</p> <p><b>第8条</b> 条例第22条第7号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第8号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。</p> <p>(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項、<u>第58条第1項及び第58条の14第1項</u>の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利</p> <p>(2)・(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><b>第37条～第43条 略</b>            (意見陳述の要旨の確認等)</p> <p><b>第44条</b> 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、<u>第43条第1項第5号</u>に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名するよう求めなければならない。この場合において、署名を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p> <p>(意見陳述調書の提出)</p> <p><b>第45条 略</b>            (意見書の不提出等)</p> <p><b>第46条</b> 知事は、正当な理由なく、<u>第39条第1項</u>の提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。</p> <p>(補則)</p> <p><b>第47条 略</b></p>	<p><b>第36条～第42条 略</b>            (意見陳述の要旨の確認等)</p> <p><b>第43条</b> 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、<u>第42条第1項第5号</u>に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名するよう求めなければならない。この場合において、署名を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p> <p>(意見陳述調書の提出)</p> <p><b>第44条 略</b>            (意見書の不提出等)</p> <p><b>第45条</b> 知事は、正当な理由なく、<u>第38条第1項</u>の提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。</p> <p>(補則)</p> <p><b>第46条 略</b></p>

様式第19号を削る

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。